

Kawasaki/KAZE/JCBカード会員特約

第1条 (カードの名称) 本カードは、株式会社カワサキモータースジャパン（以下「カワサキ」という）と株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）が提携して発行するもので、Kawasaki/KAZE/JCBカード（以下「本カード」という）と称します。

第2条 (入会方法) 1. 申込者は、本特約並びにカワサキが定めるポイントバック規定（以下「ポイントバック規定」という）およびJCB会員規約の内容を承認のうえ、カワサキおよびJCB（以下「両社」という）に入会を申し込むものとします。 2. 本カードの会員（以下「会員」という）は、両社が本会員または家族会員として入会を認めた方とし、本会員はKawasaki/KAZE会員資格とJCB会員資格を有するものとし、家族会員はJCB会員資格のみを有するものとします。 3. JCBは、会員に対し、本カードを貸与します。 4. 申込者は、JCBが審査のうえ本カードの入会を承認しない場合、以下のとおりとなることを承認します。 (1)カワサキは、KAZE会員資格を有すると認めた方にクレジット機能がないKAZEカード（以下「KAZEカード」という）を発行するものとします。 (2)KAZEカードの会員は、カワサキが通知または公表する年会費を支払うものとします。この場合、JCBが年会費の集金代行を行うものとします。 (3)KAZEカードの特典・サービスおよびその内容については、カワサキが書面その他の方法により通知または公表します。

第3条 (年会費) 会員は、カワサキに対してカワサキが通知または公表する年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条 (特典およびサービスの利用) 1. カワサキ（カワサキのグループ・関係会社を含む）が提供する特典・サービスおよびその内容については、カワサキが書面その他の方法により通知または公表します。 2. 会員は、カワサキが提供するポイントバックもしくは、カワサキ（カワサキのグループ・関係会社を含む）が提供するその他の特典・サービスを受ける場合、カワサキ所定の方法により利用するものとします。但し、家族会員は、カワサキの提供する特典・サービスを受けることができません。 3. カワサキが必要と認めた場合には、カワサキは特典・サービスおよびその内容を変更することがあります。 4. 会員は特典・サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、又はカワサキが会員の特典・サービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、特典・サービスを利用できない場合があります。 5. 会員は、JCBが提供する特典・サービスを受ける場合、JCB所定の方法により利用するものとします。但し、JCBが行うOki Dokiポイントプログラムの提供は本カードでは受けられません。

第5条 (カードによる車両・艇購入) 会員は、一部のカワサキ正規取扱店、ジェットスキー ARKにおいては、本カードによる車両・艇購入代金等の全部または一部の信用販売を受けられないことがあります。

第6条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除) 1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、カワサキが会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (1)カワサキの特典・サービスを提供するために、以下の個人情報に関する情報（以下「個人情報」という）を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第7条において届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容（第8条において共有する情報） (2)宣伝物の送付等カワサキの営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。但し、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、カワサキは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。） (3)カワサキの業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2. 会員等は、カワサキに対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、カワサキはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条 (届出事項の共有) 会員が、カワサキまたはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、カワサキまたはJCBの一方に対して変更の届出があった場合には、当該届出情報について、両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第8条 (利用内容の共有) 1. 会員は、カワサキが会員に対して特典・サービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。 2. 会員は、JCBが会員に対して会員のカワサキの取引内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBの特典・サービスを提供する必要がある場合において、会員のカワサキの取引内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第9条 (会員資格の喪失) 1. カワサキは、会員が次の事項のいずれかに該当し、Kawasaki/KAZE会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの通知・催告を要しないで、Kawasaki/KAZEの会員資格を喪失させることができます。 ①会員が年会費の支払いを怠った場合 ②会員がポイントバックにおける還元に関し、虚偽の申告をした場合 ③前号の他、会員がポイントバック規定に違反した場合 ④会員がカワサキ（カワサキのグループ・関係会社を含む）の提供する特典・サービスを受けるにあたり、不正な行為を行った場合 2. 会員が、Kawasaki/KAZEの会員資格を喪失した場合、JCBは当該会員のJCB会員資格を喪失させることができます。 3. 会員が、JCBの会員資格を喪失した場合、カワサキは当該会員のKawasaki/KAZE会員資格を喪失させることができます。会員がJCBの会員資格を喪失した場合は、その家族会員もJCB会員資格を喪失するものとします。 4. 会員は、カワサキまたはJCBが、本カードの返還を求めたときは、返還を求められた本カードすべてを、直ちにJCBに返還するものとします。

第10条 (本特約の改定等) 1. 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。 2. 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約またはポイントバック規定が適用されるものとします。

<ご相談窓口>

カワサキに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。

株式会社カワサキモータースジャパンお客様相談室内

カワサキライダーズクラブKAZE本部事務局

〒673-8666 兵庫県明石市川崎町1番1号

0120-400819

受付時間 月～金曜日

[9時～12時・13時～17時]

(祝日・当社休日を除く)

カワサキのプライバシーポリシーは、カワサキホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

■カワサキホームページ

<https://www.kawasaki-motors.com>

ポイントバック規定(KAZE用)

第1条 (規定の目的) 1. 本規定は、株式会社カワサキモータースジャパン（以下「カワサキ」という）と株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）との提携により発行する「Kawasaki/KAZE/JCBカード」（以下「本カード」という）の利用に応じ、カワサキが本カードの会員（以下「会員」という）に対し提供する特典（以下「ポイントバック」という）の内容とその特典を受け取るための条件を定めたものです。 2. カワサキは、必要があると認めたときはいつでも、会員に予めまたは事後に文書で通知してこの規定を変更することができるものとします。

第2条 (ポイントバック) 1. ポイントバックとは、カワサキの定める一定の条件のもとに、カワサキから本会員に対して提供する以下のサービス制度をいいます。 ①金員の割戻し（以下「キャッシュバック」という）サービス ②カワサキが別に定める商品との引換えサービス 2. 第1項で定めるサービスは、本カードにより信用販売を受ける商品・役務等の利用代金（以下「カード利用代金」という）に応じてカワサキから付与されるポイント（以下「ポイント」という）の残高に基づき計算されます。 3. ポイント処理完了日までに本カードの会員資格を喪失し

た場合は、ポイントバックを受けることができません。

第3条 (ポイント付与の対象) ポイントの対象となるカード利用代金には、金融サービス、各種ローン、本カードの年会費、その他所定のもの、含まれないものとします。

第4条 (家族会員のカード利用代金) 家族会員のカード利用代金に対して付与されるポイントは、すべて本会員に帰属するものとします。

第5条 (ポイントの付与日) ポイントは、毎月15日にJCB所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、当月内の所定日に本会員に付与されます。

第6条 (ポイントの計算) ポイントの計算は、前条に定めるカード利用代金を特定の加盟店ごとに合算しその合計額の1,000円未満を切り捨てた利用代金に対し、特定の加盟店ごとに予めカワサキの定めた割合を乗じて算出するものとします。

第7条 (ポイントの付与取消) 会員の商品・役務等の無効・取消により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、その取消額に応じたポイントもカワサキ所定の方法により取り消されるものとします。

第8条 (ポイントの蓄積と有効期間) ポイントはその付与日から36ヵ月間蓄積できその期間を有効とします。ポイントの付与日から36ヵ月を超えるものについては自動的に失効するものとします。

第9条 (ポイントのご連絡) 1. 第6条に基づき計算された今回のポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、本会員に対してJCBから送付されるご利用代金明細書上に記載されます。 MyJCBにご登録いただきますとJCBホームページ上でもご確認いただけます。 2. 会員はKAZEフリーコールに問い合わせることによりその所定の営業時間ならいつでも、その時点での有効なポイント残高を確認することができるものとします。

第10条 (キャッシュバックの支払条件) 本会員は、蓄積された有効なポイントがカワサキが規定するポイントを超えた場合、キャッシュバックの支払いをカワサキに申請することができるものとします。この場合、会員は、カワサキKAZEメンバーサイト内ポイントバック申請フォームもしくは所定の申請用紙にて、申請するものとします。

第11条 (キャッシュバックの上限) 1回のキャッシュバックで対象となるポイントは、カワサキが予め定めたポイント数を上限とします。

第12条 (キャッシュバックの支払方法) キャッシュバックの支払方法は、毎月末締め翌月15日に会員のご登録預金口座へ振込手数料を差し引いた金額を振り込む方法によるものとします。

第13条 (商品引換えサービス) 1. 本会員は、蓄積された有効なポイントがカワサキの規定するポイントを超えた場合、蓄積されたポイントを利用してカワサキが別に指定する商品との引換えを、カワサキKAZEメンバーサイト内ポイントバック申請フォームもしくは所定の申請用紙にて申請することができるものとします。 2. 1回の申請で利用できるポイントは5万ポイントを上限とし、カワサキの指定するポイント単位で利用できるものとします。

第14条 (ポイントバックの利用方法と残高) 1. 本会員は、第10条、第13条の規定に基づきポイントバックを利用する場合、付与された時期の古いポイントから順に利用するものとします。なお、上限数を超えるポイントは、その有効期間内において次回以降のサービス提供の対象となるポイント残高に充てることができるものとします。 2. 利用対象となるポイント残高は、審査を経てサービス提供を決定した後の所定日時点での有効ポイント残高としますので、ご利用代金明細書またはカワサキの所定の方法により伝えられたポイント残高と異なる場合があります。

第15条 (ポイントの換算) ポイントは、1ポイントにつき1円の換算率で算出するものとします。但し、この換算率は、物価の変動・経済情勢の変化その他相当な事由があるときは、カワサキが必要と認めた場合にはその換算率を変更することがあります。

第16条 (サービス提供の決定) 1. カワサキは、本会員からポイントバックの申請を受け付けた後、所定の期間内に審査を行ったうえで当該サービスの提供の可否を決定するものとします。 2. カワサキは、所定の審査により会員の申請に関し不正・虚偽の行為をしたと認めた場合、または本規定もしくは本カードの会員特約並びにJCBの会員規約を遵守していないと認めた場合には、当該会員へのサービス提供を拒否または留保することができるものとします。

第17条 (他のカードとの取扱い) 会員が本カードを複数枚保有している場合には、本規定に基づきカードごとにポイントの付与・蓄積・告知・サービスの提供等を行うものとします。

第18条 (公租・公課) ポイントバックの利用によって生じる公租・公課は、すべて会員が負担するものとします。

第19条 (ポイントの消滅) 会員が理由の如何を問わず本カード会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイント残高は、すべて自動的に失効するものとし、本規定におけるすべての権利・義務も自動的に消滅するものとします。

第20条 (譲渡禁止等) 会員は理由の如何を問わず、ポイントバックにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第21条 (業務委託) ポイントバックに関する事務処理をカワサキからの委託に基づき、JCBが行うものとします。

第22条 (その他) 1. カワサキは、予告なしにいつでもポイントバックを終了もしくは中止または内容を変更できるものとします。 2. ポイントバックの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

(TK083000・20211001)